

2020年1月

受験生のみなさま

愛知淑徳大学
学長 島田 修三

高等教育の修学支援新制度への本学の対応について

過日ホームページにてお知らせのとおり、本学は2020年度より導入される「高等教育の修学支援新制度」の機関要件を備えた大学として認定を受けております。

2020年度本学に入学を希望されるみなさまの入学時手続金の納入に関しましては、以下のとおりとさせていただきます。

記

<入学手続時>

合格通知書に同封されている「入学手続要項」に沿って、所定の期日までに、入学手続時納入金（減免対象となる入学金・授業料を含む）を全額納入してください。

*入学辞退にかかる入学金は、いかなる理由があっても返還いたしません。

<入学後>

所定の期日までに進学届等の手続きが完了し、同制度の減免対象者として決定された方に対し、減免額を返還いたします。

*入学後の提出書類や手続き方法等は、入学予定者に3月初旬にお送りする「新入生のしおり」をご確認ください。

以上

【本件に関する問い合わせ窓口】

愛知淑徳大学 学生部学生事務室

TEL 0561-62-4111（代表） <平日 9:00~17:00>